

## (2) 未払い賃金が支払い期限までに支払われなかった場合

支払い期限までに経営者から支払いが無かった場合、労働基準監督署(勤務先の事業所を所管)に賃金未払いの申立てを行うことができます。

その際、労働契約書、就業規則(賃金規程等)、給与明細、シフト表、タイムカードなど、給与の支給状況や未払いの裏付けになるものを用意してください。

## (3) 経営者が最終的に支払いに応じなかった場合

労働基準監督署による調査・指導後も経営者が支払いに応じなかった場合は、民事手続き(P137参照)で解決を図ることになります。

## 7 会社が倒産した場合の賃金・退職金の確保

会社が倒産し、賃金や退職金を受給できないケースが見受けられます。

本来、賃金や退職金は、一般先取特権として民法で特別に保護されているので、優先的に支払ってもらえるはずなのですが、会社倒産の場合、請求した頃には会社財産が既になく、支払ってもらえないことが多いようです。

このため、労働者自ら、以下のとおり賃金・退職金を確保する手段を早急に講じる必要があります。

### (1) 倒産前の賃金、退職金、社内預金の確保

#### (賃確法3条、5条)

経営者は、どんな場合でも賃金や退職金を確実に支払える手立てを講じなければなりません。

例)・経営者が倒産などで社内預金や退職金を支払えなくなったとき、「金融機関が経営者に代わって支払う」という保証契約を経営者と金融機関との間で結ぶ

・中小企業退職金共済制度(P143参照)のように社外積立型の退職金制度に加入する など

また、倒産直前になると賃金の支払いが遅れがちになりますので、会社の売掛金債権などの譲渡を受け、未払いの賃金や退職金に充当するといった債権譲渡協定を、経営者との間で締結しておく方法もあります。経営者との交渉は、労働者個人では大変難しいので、労働組合を結成して行うことが効果的です。

## (2) 倒産後の賃金や退職金の確保

労働債権(賃金・退職金)は、抵当権などを除き税金・社会保険料などに次いで支払いを受けることができますが、会社に財産が無い場合、支払いを受けることが難しくなります。

また、会社が倒産状態となった場合、会社の状況(法律上の倒産、事実上の倒産)によって取るべき対応が異なりますので、早急に弁護士や労働組合に相談しましょう。

## (3) 未払い賃金の立替払制度(賃確法7条)

倒産により賃金や退職金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払の賃金や退職金の一部を立替払いする制度です。

最寄りの労働基準監督署が受付窓口になり、独立行政法人労働者健康安全機構が事業を実施します。

立替払いをした場合には、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、事業主に求償権を行使することになります。

## ア 要件

|            |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業主(会社)の要件 | ① 労災保険の適用事業の事業主、かつ、1年以上事業を実施                                |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|            | ② 倒産したこと                                                    | 法律上の倒産 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破産手続開始決定(破産法)</li> <li>・ 特別清算手続開始命令(会社法)</li> <li>・ 再生手続開始決定(民事再生法)</li> <li>・ 更生手続開始決定(会社更生法)</li> </ul> 事実上の倒産(中小企業事業主 <sup>(※)</sup> のみ)<br>事業活動停止し、再開見込みがなく、賃金支払能力がないこと(労働基準監督署長の認定)<br>(※P143「■加入できる企業」に同じ) |
| 労働者の要件     | ① 破産手続開始等の申立て等(事実上の倒産の認定申請)の日の6か月前から2年間に退職                  |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|            | ② 未払賃金額等について、法律上の倒産の場合には、破産管財人等が証明(事実上の倒産の場合には、労働基準監督署長が確認) |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|            | ③ 破産手続開始の決定等(事実上の倒産の認定)の日の翌日から起算して2年以内に立替払請求                |                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## イ 立替払の対象となる未払賃金

退職日の6か月前の日から立替払請求日の前日までの間に支払期日が到来している未払の賃金と退職金(賞与、その他臨時的に支払われる賃金、解雇予告手当等を除く)が対象です。

ただし、総額2万円未満のときは対象外です。

## ウ 立替払の額 未払賃金(上限あり)の8割

| 退職日の年齢         | 未払賃金の上限 | 立替払の上限          |
|----------------|---------|-----------------|
| 45歳以上          | 370万円   | 370万円×0.8 296万円 |
| 30歳以上<br>45歳未満 | 220万円   | 220万円×0.8 176万円 |
| 30歳未満          | 110万円   | 110万円×0.8 88万円  |

例) 退職日に35歳で未払賃金が200万円の場合は、立替払額160万円  
 " " 300万円 " 176万円  
 (上限が220万円のため)